

# 高齢者インフルエンザ予防接種 説明書

法律で決められたインフルエンザの予防接種は、自らの意思と責任で接種を希望する場合にのみ接種を行います。この説明書をよく読んで、予防接種の必要性や副反応についてよく理解し、十分に納得した上で接種してください。意思確認ができない場合は、予防接種法に基づいた予防接種を行うことはできません。

## <インフルエンザとは>

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。インフルエンザにかかった人が咳やくしゃみなどをする事により、ウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことによって感染します。インフルエンザの流行は、通常、12月から3月が中心となります。

典型的なインフルエンザの症状は、突然の高熱、頭痛、全身倦怠感、関節痛、筋肉痛などで、のどの痛み、咳、鼻水などの症状も見られます。また、インフルエンザは、気管支炎や肺炎などと合併し、重症化することが多くあります。

インフルエンザは流行が始まると、短期間に小児から高齢者まで膨大な数の人を巻き込み、特に65歳以上の高齢者や慢性疾患患者の死亡率が普段より高くなるという特徴があります。

## <インフルエンザの予防>

予防の基本は、流行前に予防接種を受けることです。これは世界的にも認められている最も有効な予防方法です。

インフルエンザは空気中に拡散したウイルスによって感染しますので、感染予防のために次の行動を心がけましょう。

- (1) 人混みは避けましょう
- (2) 常日頃から十分な栄養や休息をとりましょう
- (3) 加湿器などを使って室内を加湿しましょう
- (4) 外出時のマスクの着用や帰宅時のうがい、手洗いを徹底しましょう

## <インフルエンザ予防接種の有効性>

インフルエンザ予防接種の有効性は世界的にも認められています。我が国においても高齢者の発病防止や、特にインフルエンザにかかった場合の重症化防止に有効であることが確認されています。

65歳以上の高齢者に対して行った調査では、予防接種を受けずにインフルエンザにかかった人の約45%は、予防接種を受けていればインフルエンザにかからずに済んだこと、また予防接種を受けずにインフルエンザにかかって死亡した人の約80%は、予防接種を受けていれば死亡せずに済んだことが報告されています。

なお、予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は約5ヶ月間とされています。より効率的に有効性を高めるためには、インフルエンザが流行する前の12月中旬頃までに接種を受けておくことが必要です。

また、インフルエンザウイルスは毎年変化します。インフルエンザ予防接種は、近年の状況を見ると、流行したウイルスを予防するのに効果的であり、1シーズン1回の予防接種を受けておくことが必要です。

## <インフルエンザ予防接種の副反応>

予防接種の注射の跡が、赤みを帯びたり、腫れたり、痛んだりすることがありますが、通常2～3日のうちに治ります。僅かながら熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどがみられることもあります。こちらも通常2～3日のうちに治ります。また、接種後数日から2週間以内に発熱、頭痛、けいれん、運動障害、意識障害などの症状が現れることがあります。

非常にまれですが、ショックやじんましん、呼吸困難などの症状が現れることがあります。

## <ほかのワクチンとの接種間隔について>

インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンとの同時接種は可能です。それ以外のワクチンについては、これまでどおり13日以上の間隔を空ける必要があります。

## ＜予防接種を受けることができない人＞

- (1) 明らかに発熱のある人（一般的に、体温が37.5℃以上の場合をいいます。）
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人  
急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は見合わせるのが原則です。
- (3) インフルエンザ予防接種の接種液に含まれる成分によって、アナフィラキシー症状が出現したことがあることが明らかな人  
※「アナフィラキシー」というのは通常接種後約30分以内に起こる全身性のアレルギー反応のことです。発汗、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐(おうと)、声が出にくい、息が苦しいなどの症状が見られます。
- (4) 過去にインフルエンザの予防接種を受けたとき、2日以内に発熱、発疹(ほっしん)、じんましんなどアレルギーを疑う症状が見られた人
- (5) その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある人  
※上の(1)～(4)に入らなくても医師が接種不適当と判断したときは接種できません。

## ＜予防接種を受ける前に、担当医師とよく相談しなくてはならない人＞

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患がある人
- (2) 今までにけいれんを起こしたことがある人
- (3) 過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- (4) 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患がある人
- (5) インフルエンザワクチンの成分又は鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対して、アレルギーがあるといわれたことがある人
- (6) 最近（2週間以内）、何らかの予防接種を受けた人、又、受ける予定がある人

## ＜予防接種を受けた後の一般的注意事項＞

- (1) 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- (2) インフルエンザワクチンの副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- (3) 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすことはやめましょう。
- (4) 接種当日はいつもどおりの生活をしてかまいませんが、接種部位を清潔に保ち、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

## ＜副反応が起こった場合＞

予防接種の後まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に、ほかの病気がたまたま重なって現れることがあります。

予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れたら、医師(医療機関)の診療を受けてください。

## インフルエンザ予防接種による健康被害救済制度について

予防接種を受けた後、極めてまれに重い副反応（健康被害）が生じる場合があります。このような場合、その健康被害が今回の予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認めるときは、救済措置として市町長から給付が行われます。

給付の種類は次のとおりです。

- ①医療費及び医療手当（入院を要すると認められる程度の医療に限る）
- ②障害年金 ③遺族年金 ④遺族一時金 ⑤葬祭料

手続きについては各市町の担当窓口へお問い合わせください。

〔担当窓口〕

播磨町健康福祉課	TEL 079-435-2611		
加古川市地域医療課	TEL 079-427-9100	稲美町健康福祉課	TEL 079-492-9138
高砂市健康増進課	TEL 079-443-3936	明石市保健予防課	TEL 078-918-5668